

岡山市国際交流協議会ボランティア登録制度運営要綱

(目的)

第1条 岡山市国際交流協議会（以下、「協議会」）が設置する「ボランティア登録制度」（以下「本制度」という。）は、市民が各種のボランティア活動に参加することにより、市民レベルの自発的国際交流・多文化共生活動を促し、市民一人ひとりの国際感覚の醸成と多文化共生社会の実現を図ることを目的とする。

(ボランティアの種類と活動)

第2条 本制度におけるボランティアの種類と活動は、次のとおりとする。

(1) 通訳・翻訳ボランティア

通訳・翻訳を行う言語は日本語、日本語以外の言語及び「やさしい日本語」とする。また、非営利な機関・団体及び個人からの依頼その他協議会が適当と認めた依頼に基づく通訳並びに翻訳を業務とする。ただし、公的機関が発行している文書の翻訳、公的機関に提出するための文書の翻訳及び契約に関する文書の翻訳は業務の対象としない。

(2) ホームステイ・ホームビジットボランティア

非営利な機関・団体及び個人からの依頼その他協議会が適当と認めた依頼に基づき、岡山市を訪れる外国人を、家庭に受け入れて交流を深めることを業務とする。ただし、一般旅行者からの依頼は対象としない。また、宿泊を伴う活動をホームステイ、宿泊を伴わない活動をホームビジットとする。

(3) 文化紹介ボランティア

非営利な機関・団体及び個人からの依頼その他協議会が適当と認めた依頼に基づき、華道、茶道、書道、着付等の日本文化紹介や日本語指導・支援、外国文化紹介等を業務とする。

(ボランティア登録の要件)

第3条 ボランティアに登録できるのは、以下の要件を満たす家庭及び個人とする。

(1) 通訳・翻訳、文化紹介ボランティアの登録要件は、次のとおりとする。

- ① 満16歳以上の者。ただし、18歳未満の者は、保護者の承諾を必要とする。
- ② 国際交流・多文化共生活動に理解と熱意のある者
- ③ 原則、岡山市で活動可能な者

(2) ホームステイ・ホームビジットボランティアの登録要件は次のとおりとする。

- ① 原則、岡山市内に在住している家庭
- ② 国際交流活動・多文化共生活動に理解と熱意のある家庭
- ③ 家族全員がホームステイ・ホームビジットの趣旨に賛同し、国・地域に関係なく外国人を受け入れられる家庭

(登録)

第4条 本制度への登録に関しては、次のとおりとする。

(1) ボランティア登録を希望する者は、所定のボランティア登録フォーム又は所定の登

録用紙に必要事項を記入し、協議会に提出するものとする。

(2)協議会は、前項に規定する登録フォーム又は登録用紙を受理した時は、概ね2週間以内に、その内容を審査し、申請を認められない場合のみ申込者に通知する。申請を認めるものについては、登録名簿に登載するものとする。

(3)登録したボランティアは、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに協議会に連絡するものとする。

(更新確認)

第5条 ボランティアの登録期間は設けないが、2年に1回登録者全員に更新確認を行う。

(登録の取消)

第6条 協議会は、登録したボランティアが次の各号に該当する場合は、登録を取り消すものとする。

(1)ボランティアから、登録取消の申し出があったとき。

(2)連絡不能となったとき。

(3)第3条に規定する登録要件を欠くこととなったとき。

(4)第15条に記載する注意点を遵守できないなど、ボランティアとして、ふさわしくないと認められる事実が判明したとき。

(個人情報保護)

第7条 協議会は、ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

(ボランティア活動の依頼対象)

第8条 本制度により依頼できるボランティア活動の対象は、次に掲げる団体等が行う営利を目的としないもの及び法的効力が発生しないものとする。

(1)国・地方公共団体とその関係機関

(2)国際交流・国際協力事業を行う公共団体

(3)その他協議会が適当と認めた営利を目的としない団体及び個人

(活動の依頼)

第9条 本制度への活動依頼に関しては、次のとおりとする。

(1)ボランティア活動を依頼しようとする団体及び個人は、原則として活動を希望する日の2週間前までに、所定のボランティア利用申請書に必要事項を記入し、協議会に提出するものとする。

(2)協議会は、前項の活動依頼を適当と認めたときは、ボランティア登録名簿から活動依頼の記載の要件に適したボランティアを対象に募集し、応募者の中から選定するものとする。

(3)協議会は、前項によりボランティアを選定したときは、速やかにその結果を応募・募集したボランティア、依頼団体及び個人に通知するものとする。

(4)協議会は、第1項の活動依頼を不相当と認めたとき又は第2項によりボランティアを募集しても応募者がなかったときは、速やかにその旨を依頼団体及び個人に連絡するものとする。

(活動内容の事前説明等)

第10条 本制度への活動依頼団体及び個人に関しては、次のことを定める。

(1)ボランティア活動依頼団体及び個人は、ボランティア決定後、活動内容等の詳細について、必要に応じて研修を実施するなど十分な事前説明を行うものとする。

(2)活動依頼団体及び個人は、ボランティア決定後に活動内容等に変更が生じた場合は、速やかにボランティア及び協議会に連絡するものとする。

(活動報告等)

第11条 ボランティア活動の報告に関しては、次のとおりとする。

(1)ボランティア活動終了後、ボランティアは、所定の様式に必要事項を記入し、ボランティア活動終了日より2週間以内に協議会に提出するものとする。

(2)ボランティア活動終了後、活動依頼団体及び個人は、所定の様式に必要事項を記入し、ボランティア活動終了日より2週間以内に協議会に提出するものとする。

(保険加入)

第12条 本制度によるボランティア活動中の事故は、岡山市市民活動保険の要件を満たす場合対象となる。その場合の保険料の団体負担・個人負担は不要とする。なお、このことはボランティアの自主的な「ボランティア保険」等への加入を妨げるものではない。

(報酬・経費の負担等)

第13条 本制度によるボランティア活動は、原則として無報酬とする。

② ボランティア活動にかかる交通費等の活動実費は、原則として、活動依頼団体及び個人が負担するものとし、その詳細については、活動依頼団体及び個人とボランティアが協議して定めるものとする。

(免責等)

第14条 ボランティア、活動依頼団体及び個人は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならないが、事故等が生じた場合は以下のとおりとする。

(1)ボランティアが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第12条の保険から支払われる金額を限度とする。

(2)ボランティアの技量不足、過失及び活動不履行により活動依頼団体及び個人が被った損害について、協議会及びボランティアは賠償の責を負わない。

(ボランティアの義務)

第15条 ボランティアは次のことを遵守しなければならない。

(1)ボランティア活動中に知り得た依頼者、関係者、他のボランティアのプライバシー及び個人情報(住所、電話番号、メールアドレス等)を第三者に漏らしてはいけない。

なお、ボランティア登録取消後も同様とする。

(2) 互いを尊重し、公平・平等な関係を築けるよう努力し、人権を侵害するような言動を行ってはならない。

(3) 活動にあたり、政治的活動、宗教的活動、営利活動、特定の思想の普及活動及び自己や自分の所属する団体の事業に関する勧誘・宣伝活動を行ってはならない。

(4) 上記事項を遵守せず、ボランティア活動に関連し起こったボランティア自身の損害については、協議会、活動依頼団体及び個人及び他のボランティアなどはその責めを追わない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附則

この要綱は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、2021 年 8 月 24 日から施行する。